

産業廃棄物処分業許可証

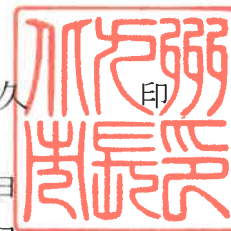
住所 北九州市若松区南二島五丁目6番1号

氏名 株式会社 ふたじま不動

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 中島 聖智

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 武内 和久

許可の年月日 令和 5年 9月 10日
許可の有効年月日 令和 10年 9月 9日

1 事業の範囲

事業の区分

中間処理業（破砕、圧縮、安定化处理、中和）

産業廃棄物の種類

破 砕 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、
金属くず（自動車等破砕物を除く。）
以上6種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

圧 縮 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、
金属くず（自動車等破砕物を除く。）、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）
以上6種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

安定化处理 燃え殻、汚泥、鉍さい、がれき類、ダスト類、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、
以上6種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

中 和 廃酸、廃アルカリ
以上2種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

別紙のとおり

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成30年	9月10日	新規許可	令和 2年	3月10日	変更許可
令和 3年	4月16日	変更許可	令和 5年	9月10日	更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：破砕施設

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず
以上6種類

設置場所：北九州市若松区南二島五丁目495番43

設置年月日：平成30年9月10日（令和5年6月26日 変更届による能力変更）

処理能力	廃プラスチック類	1日あたり	3.6トン（8時間）
	紙くず	1日あたり	3.1トン（8時間）
	木くず	1日あたり	4.4トン（8時間）
	繊維くず	1日あたり	1.2トン（8時間）
	ゴムくず	1日あたり	5.3トン（8時間）
	金属くず	1日あたり	8.0トン（8時間）

施設の種類：圧縮施設

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器（ガラスウールに限る。）
以上6種類

設置場所：北九州市若松区南二島五丁目495番43

設置年月日：令和2年3月10日

処理能力	廃プラスチック類	1日あたり	170トン（8時間）
	紙くず	1日あたり	173トン（8時間）
	木くず	1日あたり	304トン（8時間）
	繊維くず	1日あたり	66.4トン（8時間）
	金属くず	1日あたり	552トン（8時間）
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器	1日あたり	39.3トン（8時間）

施設の種類：安定化処理施設

産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器、
鉍さい、がれき類、ダスト類
以上6種類

設置場所：北九州市若松区南二島五丁目495番43

設置年月日：平成30年9月10日（令和5年5月25日 変更届による能力変更）

処理能力	燃え殻	1日あたり	186トン（24時間）
	汚泥	1日あたり	169立方メートル（24時間）
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1日あたり	186トン（24時間）
	鉍さい	1日あたり	270トン（24時間）
	がれき類	1日あたり	186トン（24時間）
	ダスト類	1日あたり	186トン（24時間）

施設の種類：中和施設

産業廃棄物の種類：廃酸、廃アルカリ
以上2種類

設置場所：北九州市若松区南二島五丁目495番43

設置年月日：令和3年4月16日

処理能力	廃酸	1日あたり	19.0立方メートル（8時間）
	廃アルカリ	1日あたり	17.5立方メートル（8時間）

以下余白

